

今後の検討課題について

課題 1 臓器提供意思表示カードや、運転免許証・健康保険証等での意思表示方法

[検討事項]

(1) 運転免許証や保険証等における、臓器提供の意思をどのように表示していただくか。(標準的な記載事項は何か。)

(2) 親族優先提供の意思表示について、どのように取り扱うか。

案① 現行の意思表示カードの様式のままとし、余白に親族優先提供の意思を表示していただく。

案② 現行の意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる旨」の説明を新たに設け、余白に親族優先提供の意思を表示していただく。

案③ 現行の意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を記入する欄を作成し、意思を表示していただく。

※いずれの案においても、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

(参考：臓器移植委員会における主な意見)

- 親族優先提供は例外的な制度であり、特別な記載欄を設ける必要はないと考える。空欄に書けるようにしておけば良いと考える。
- あえて専用の記入欄を設ける必要はないと思う。しかし、親族優先提供の意思が表示できることを知らせることは重要である。法律が変わったのに知らなかったというのは良くないと考える。
- 法律で認められた意思表示なのだから、それを記入する欄はあった方が良い。運転免許証であれ保険証であれ、しっかりと書けるようにしておく方が良いと考える。
- 「○」を付けるのと、例えば「親族優先」と書くのでは、人間の行動として重みが異なってくると考えられる。
- 親族優先提供の意思が表示できることを、始めから示さないとするのは良くないが、臓器提供意思登録システムではかなり慎重に意思登録するような仕組みにしているのに、カードであれば「○」を付ければ簡単に意思表示できるとなると違和感がある。

課題2 改正法の施行に向けた周知等

[検討事項]

(1) 周知する内容、対象

改正法の施行に伴う小児からの脳死下での臓器提供が始まること等も踏まえ、改正内容の周知や臓器移植に関する知識の啓発普及をどのように行っていくか。

(内容) 改正法の内容(法改正の概要、7月施行分の制度の詳細)、その他臓器移植に関する事項のうち、重点をおくべき事項は何か。

(対象者) 効果的な普及啓発を行うためには、どのような対象に重点をおくか。

(2) 周知のスケジュール及び周知媒体

親族優先提供に係る周知スケジュール(別添3参照)及び現行啓発資料(別添4参照)をどのように活用するか。他の媒体は活用できないか。

課題3 意思登録システムの今後の活用方策

[検討事項]

改正法の施行も踏まえ、意思登録システムの活用をどのように図っていくか。また、今後のシステム見直しをどのように考えるか。

(現状の課題) 15才未満の意思表示を登録する手段

インターネットが接続出来ない環境にある方への対応
登録情報の更新

医療機関による登録情報へのアクセス

等

親族優先提供に対応する意思表示カードイメージ(案)

案① (現行意思表示カードの余白に優先提供の意思を表示)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

※ただし、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

案② (現行意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる」旨の説明記載)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

案③ (現行意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を表示する欄を設け

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

親族優先提供意思記入欄:

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、備考に「親族優先」とご記入ください。

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、枠内に「親族優先」とご記入ください。

※ 注意事項は、記載のイメージとして掲載しています。

臓器移植法改正に伴う意思表示方法の見直しについて

I 現行の意思表示方法について

1 臓器提供意思表示カード（シール）

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際には、それを法の求めるところに適うものとして作成することは困難であることから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより作成され、頒布されているもの

2 臓器提供意思登録システム

臓器提供に関する意思（臓器を提供する意思または提供しない意思）を書面により表示していても、書面が見つからないことで、臓器提供に関する意思が不明との扱いとなる場合があることから、より確実に本人の臓器提供の意思を確認するために（社）日本臓器移植ネットワークにより運営されているもの

II 見直しに当たっての前提

1 家族承諾による脳死判定・臓器摘出が可能

⇒ 臓器を提供する意思がない場合には、提供しないという意思表示をいただくことが重要であり、臓器提供の意思の有無について表示できる機会・環境を整える必要がある。

2 親族へ臓器を優先的に提供する意思表示が可能

⇒ 親族へ臓器を優先的に提供する意思は、臓器を提供する意思に併せて表示することができるが、親族優先の制度について十分に理解した上で表示して頂くことが必要である。

3 運転免許証等に意思表示の記入欄が設けられることを想定

⇒ 臓器提供に関する意思を確認するために必要となる一定の事項について、標準的記載事項として定めておくことが必要である。